令和３年度
主な税制改正要望の概要

令和２年９月

厚生労働省

目　　次

・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済給付に関する税制上の所要の措置・３
・特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の延長に伴う税制上の所要の措置・４
・試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
・地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等・・・・・・・・・・・・・・・６
・地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
・基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
・地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局に係る不動産取得税に関する特例措置・・・・・・・・・・・９
・セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例措置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・10
・子育て支援に要する費用に係る税制上の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
・産後ケア事業に要する費用に係る税制措置の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
・心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
・企業型・個人型確定拠出年金の拠出限度額の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
・生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長・・・・・・・・15
・交際費課税の特例措置の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種による健康被害の救済給付に関する税制上の所要の措置

（所得税、消費税、個人住民税、国税徴収法、徴収規定）

1．現状

○　予防接種の副反応による健康被害は、極めてまれではあるが不可避的に生ずるものであることを踏まえ、接種に係る過失の有無にかかわらず、迅速に救済を行っている。

○　予防接種法等に基づく健康被害の救済給付に対して、支給される金銭への公課の禁止、医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税、救済給付を受ける権利の差し押さえ禁止等が定められている。

2．要望内容

○　新型コロナウイルス感染症について、ワクチンを早期に実用化するため、ワクチンの研究開発支援等を行っているところであり、今後新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施する場合についても、予防接種法等に基づく健康被害の救済給付に対する税制措置と同様の措置を行うもの。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の延長に伴う税制上の所要の措置

（所得税、個人住民税　等）

１．現状

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号。以下「B肝特措法」という。）に基づく給付金等として支給を受けた金銭については、特定B型肝炎ウイルス感染者の医療、健康管理等に係る経済的負担を含む健康被害の救済を図るため、裁判所を介した和解協議を踏まえて支払う損害賠償金又見舞金としての性質をもつことから、非課税措置が講じられている。（B肝特措法第20条）

２．要望内容

○　B肝特措法に基づく給付金等については、令和４年１月12日に請求期限が到来するため、請求期限の取扱いを検討しているところである。

○　請求期限を延長した場合は、引き続き、所得税を課さない等の措置を延長することが必要であるとともに、B肝特措法の延長に伴う必要な財源について、税制上の所要の措置を要望する。

試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充

（所得税、法人税、法人住民税）（経済産業省と共同要望）

1．現状

● 所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額（国税）から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除できる制度。

研究開発税制利用のイメージ

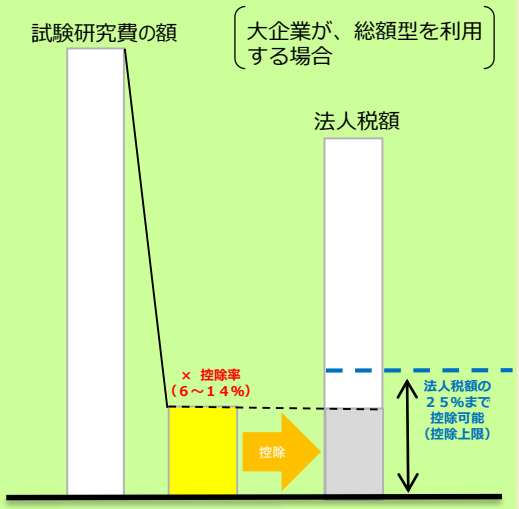

法人税額の２５%を上限に、試験研究費の伸び率に応じて、試験研究費の額の一定割合（６～１４%）を法人税額から控除することが可能。

控除上限　最大４５%
（ベンチャーの場合　最大６０%）

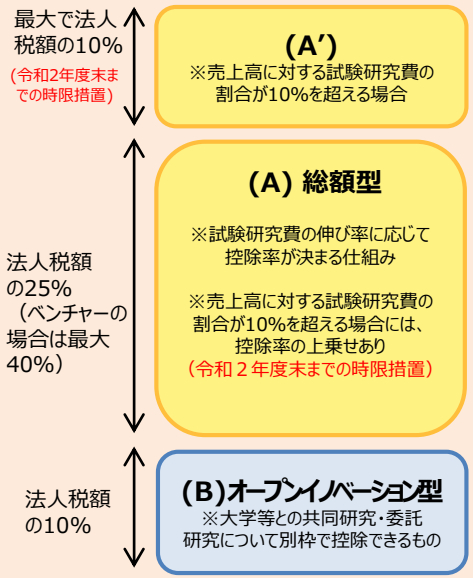

総額型控除率　（試験研究費の何%分を税額控除できるか）

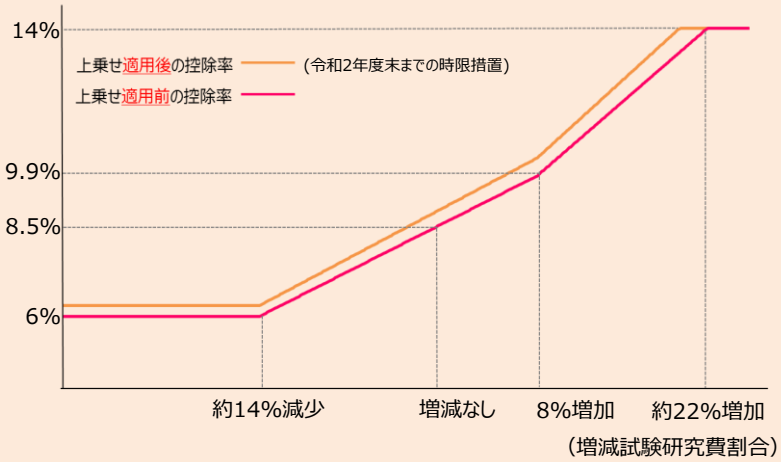

控除率（※）
＝ 通常の控除率 ＋ {(売上高試験研究費割合－10%)×0.5} × 通常の控除率

（※）最大14%　　【最大0.1】

※中小企業者には、別途、中小企業技術基盤強化税制の特例措置あり（総額型控除率は12～17%、試験研究費が８%超増加した場合に控除率・控除上限を上乗せ）

2．要望内容

研究開発税制について、以下のとおり延長・拡充を行う。

①総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ

②試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置の適用期限の延長(2年間延長(4年度末まで))

③中小企業者等について、試験研究費が８%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを延長(2年間延長(4年度末まで))

上記に加えて、オープンイノベーション型の手続の合理化等の見直し、クラウド環境で提供するソフトウェアに係る研究開発費の対象化、その他必要な運用改善を行う。

地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等

（所得税、法人税）

1．現状

①医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

医師・医療従事者の働き方改革を促進するため、労働時間短縮に資する設備に関する特別償却が出来る。

【対象設備】医療機関が、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師労働時間削減計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの

【特別償却割合】**取得価格の15%**

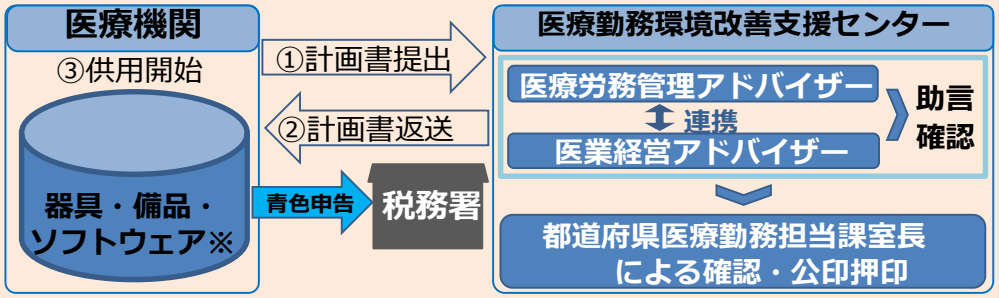

※例えば、医師の行う作業の省力化に資する勤務時間短縮用設備等５類型のいずれかに該当するもの

②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度

地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等について、特別償却が出来る。

【対象設備】病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用等の建物及びその附属設備

（既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）

【特別償却割合】**取得価格の８%**

③高額な医療用機器に係る特別償却制度

取得価格500万円以上の高額な医療用機器を取得した場合に特別償却が出来る。

【対象機器】高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから２年以内の医療機器

【特別償却割合】**取得価格の12%**

2．要望内容

地域における医療提供体制の確保のため、①医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度、②地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度、③高額な医療用機器に係る特別償却制度について、適用期限を2年延長する。

※③は高度な医療の提供という観点から対象機器の見直しを行うとともに、全身用CT・MRIについては引き続き配置効率化等を促す仕組みを講じる。

地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設

（不動産取得税、固定資産税、登録免許税）

1．現状

骨太2019において、「民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促す」こととされている中、税負担のない公立・公的医療機関のみならず、民間医療機関にも再編統合を促していくためには、税負担において可能な限り公平性を確保することが必要である。

2．要望内容

地域における医療提供体制の確保のため、地域医療構想調整会議において合意された対応方針に基づき再編統合のために取得（改修のための工事によるものを含む）した資産（用地・建物及びその附属設備）について、不動産取得税、固定資産税及び登録免許税を軽減する税制措置を講じる。

基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設

（所得税、個人住民税、相続税、贈与税）

1．現状

- 持分なし医療法人には、金銭等の財産を基金として拠出することで資金調達を行う「基金拠出型医療法人」がある。
- 持分あり医療法人から基金拠出型医療法人へ移行する場合、持分を基金として拠出することとなるが、その一部が配当所得とみなされ課税されるため、円滑な移行に障害が生じている。
- 相続人が基金を相続するときに相続税の支払いが困難な場合、基金の放棄が生じて医療法人へ課税されるため、医療法人の財政的基盤に影響がある。

基金拠出型医療法人

- 持分なし医療法人のなかで、法人の資金調達手段として定款中に基金に関する条項を持つもの。
- 基金とは、法人設立等にあたり拠出された金銭等の財産を指し、法人は定款の定めるところにより拠出者に返還義務を負う。
- 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

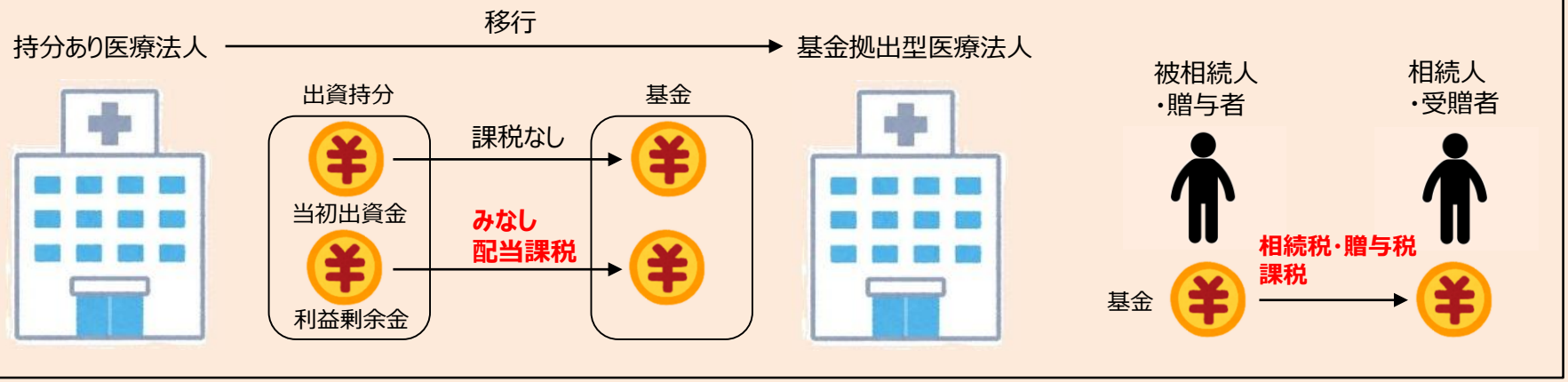

2．要望内容

・持分なし医療法人への移行を促進するため、持分あり医療法人から基金拠出型医療法人へ移行する際、基金が払い戻しされるまでの間、みなし配当課税を納税猶予する等の特例措置を講ずる。
・基金を相続・贈与したときの相続税・贈与税を納税猶予する等の特例措置を講ずる。

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局に係る不動産取得税に関する特例措置　（不動産取得税）

1．現状

○　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年12月4日公布）により、患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、機能別の認定制度を導入する。（令和３年８月１日施行）

・入退院時の医療機関等との情報連携や在宅医療等に、地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）

・がん等の専門的な薬学管理に他の医療提供施設と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）

地域連携薬局

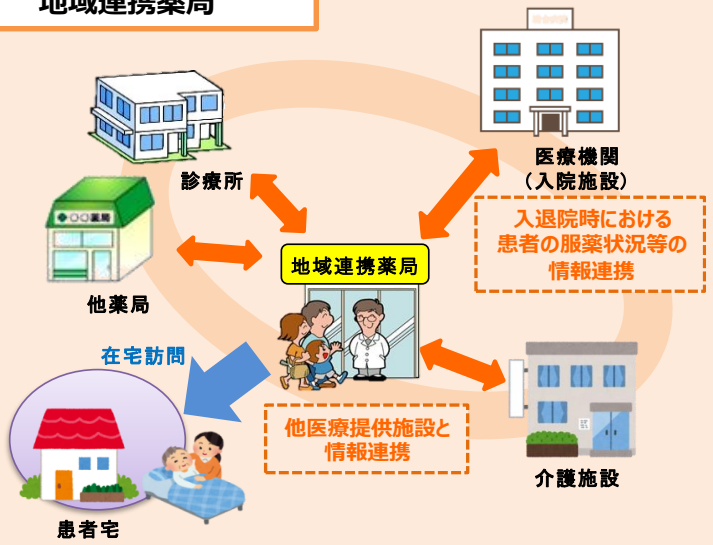

○患者に配慮した構造設備
- ・プライバシーに配慮した構造設備（パーティションなど）
- ・高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のもの　　等

専門医療機関連携薬局

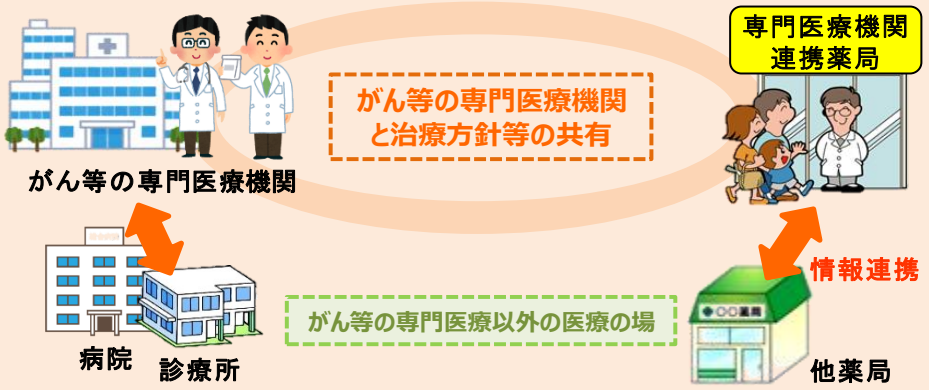

○患者に配慮した構造設備
- ・プライバシーに配慮した構造設備（パーティション、個室その他の相談ができるスペース）
- ・高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のもの　　等

2．要望内容

○　患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局を推進するためには、これらの認定薬局の要件の一つである、プライバシーに配慮した構造設備や、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造にすることにかかる増改築の負担を軽減する必要がある。そのため、**中小企業者が取得する地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税に関して、不動産価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を創設する。**

セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例措置の延長等

（所得税、個人住民税）

１．現状

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、**健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※１）を行う個人**が、**平成29（2017）年１月１日から令和３（2021）年12月31日まで**の間に、**自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチＯＴＣ医薬品（※２）の購入の対価**を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が**１万２千円を超えるとき**は、その超える部分の金額（その金額が８万８千円を超える場合には、８万８千円）について、その年分の**総所得金額等から控除する**。

（※１）特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

（※２）要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品
（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）

（注）本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

※セルフメディケーションは、世界保健機関（WHO）において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されている。

２．要望内容

	要望	概要
1	**5年間の延長**	○ 本税制は平成29（2017）年から令和3（2021）年末までの時限措置である。 ○ セルフメディケーションに対するインセンティブ効果の維持・強化が重要であり、また政策効果の検証を引き続き実施することが必要であることから、**令和4（2022）年から更に5年間の延長**を行う。
2	**税制対象医薬品の範囲拡大**	○ 本税制は、「医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い医薬品」としてスイッチOTC医薬品を税制対象としている。 ○ セルフメディケーション税制のインセンティブ効果をより強化するために、既存の対象である**スイッチOTC医薬品に加えて、非スイッチOTC医薬品のうち治療又は療養に使用されるものも税制対象**とする。
3	**所得税控除額の算出方法の見直し**	○ 本税制は、特定一般用医薬品等購入費（以降、特定購入費）から1万2千円を差し引いた金額（上限額8万8千円）を控除額としている。 ○ インセンティブ効果の強化のために、以下のようにする。 ✓ **購入費から差し引く下限額を引き下げ、控除額の上限を10万円に引き上げ**る。 ✓ ただし、少額還付の抑制のために、**特定購入費が1万2千円を超えることを利用条件**とする。
4	**手続きの簡素化**	○ 本税制は一定の取組の実施を証明する第三者作成書類（定期健康診断の結果通知表等）の提出を求めている。 ○ 煩雑な手続きが本税制の利用を妨げているため、対面申請の場合も**e-Taxと同様に第三者作成書類は手元保管**とし、**確定申告書を提出する際の提示は不要**とする。 ○ **e-Taxの場合**も、**レシート管理アプリ（スマートレシート等）との連携により医薬品名の入力を省略する**等、入力手続きの簡素化を図る。

子育て支援に要する費用に係る税制上の措置（所得税・個人住民税）　（内閣府と共同要望）

1．現状

○　我が国の少子化の進行は深刻さを増しており、令和２年５月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、できることから速やかに少子化対策に着手することとされ、その重点課題として「結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる」ことが掲げられている。

○　幼児教育・保育の無償化が実施されたが、０歳～２歳については、在宅で子育てする家庭が使える子育て支援サービスについて、国費により利用料負担を軽減する仕組みがない。

○　一部の地方自治体において独自の子育て支援策として上乗せで利用料に関する補助を行っているが、この給付が、所得税法上、雑所得等として計上されるなどの事例があり、これに対して、地方自治体が行う子育て支援施策の効果が薄れてしまう、実際の所得が増えたわけではないのに課税をされていることは不公平であるなどの指摘がされているところである。

○　また、令和2年度に入って、コロナ禍において通常の認可保育所等の利用が困難になりベビーシッターを代替措置として利用するケースが生じている。新型コロナウイルス感染症の影響は長期にわたることが予想され、ウィズコロナ時代にあっても、仕事と家庭を両立して子育てを行うため、特例措置の必要性が高まっている。

2．要望内容

○　子育てと仕事の両立を支援するため、ベビーシッター等の子育て支援に係る費用について、税制上の措置を講じる。
※内閣府と共同要望

産後ケア事業に要する費用に係る税制措置の創設

（消費税）

1．現状

○令和元年に議員立法で成立した母子保健法一部改正において、産後ケア事業は**法定化**。
少子化社会対策大綱（令和２年５月29日閣議決定）において、
産後ケア事業について、「2024年度末までの**全国展開**を目指す」とされている。
○現在、産後ケア事業については、保険診療等と異なり、**消費税課税対象**となっている。

◆産後ケア事業について
○実施主体：市町村（助産師会等に委託可能）
○対象者：原則、産婦並びに新生児を含む乳児
（他、サービスが必要な家族）
○提供する産後ケアサービス：
①ショートステイ型（短期入所で生活支援等）
②デイサービス型（保健センター等で相談等）
③アウトリーチ型（居宅訪問で乳房ケア等）

産後ケア事業実施体制の一例

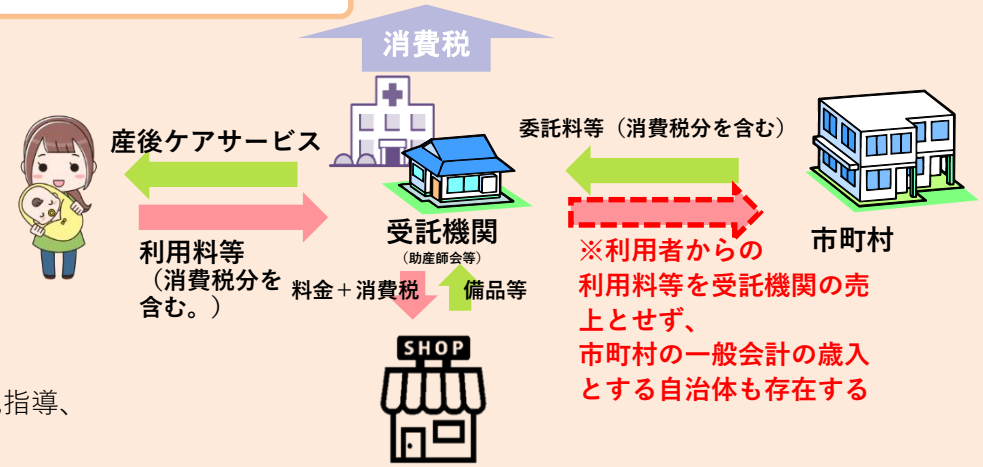

✓産後ケアの具体的内容：
身体的回復と心理的安定を促す保健指導、
授乳指導及び乳房ケア、新生児及び乳児の状況に応じた育児指導、
母親の話を傾聴する等の心理的支援　等

✓基本利用者負担額の最頻値「産後ケア事業の現状及び今後の課題並びにこれらを踏まえた将来のあり方に関する調査研究報告書」（平成30年３月）調べ
①ショートステイ型：5,000～6,000円（1泊2日）
②デイサービス型　：1,500～3,500円（１回平均３～６時間）
③アウトリーチ型　：1,000円以下（１回平均２～３時間）
※利用頻度について、ショートステイ型では原則7日以内としているが、デイサービス型及びアウトリーチ型について利用回数に上限はなく、自治体の判断による。

2．要望内容

○　母子保健法第17条の２に定める産後ケア事業について、消費税非課税の対象とする。

心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長

（不動産取得税、固定資産税）

1．現状

障害者を多数雇用する事業所

要件

①障害者雇用割合が50%以上かつ障害者を20人以上雇用（※1）

②「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」を用いて事業用施設（作業用に限る）を取得

（①は公共職業安定所長が発行する証明が必要）

※1　短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント。

減税特例

不動産取得税

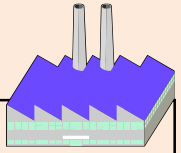

令和３年3月31日までの間に取得し、引き続き3年以上事業の用に供する事業用施設

▶ **当該税額から取得価額の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を減額**

固定資産税

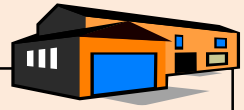

令和３年3月31日までの間に取得した事業用家屋（取得から当初5年度分に限る）

▶ **課税標準となるべき価額の1/6に心身障害者の雇用割合及び税率を乗じた額を減額**

2．要望内容

心身障害者を多数雇用する事業主が事業用施設等を取得した場合の不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を２年延長する。

企業型・個人型確定拠出年金の拠出限度額の見直し

（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税等）

１．現状

○　企業型確定拠出年金（企業型DC）の拠出限度額は、現行は月額5.5万円となっている。

○　企業型DCと確定給付企業年金（DB）を併せて実施する場合は、DBに加入している者と加入していない者との間で不公平が生じないよう、月額5.5万円からDBの掛金額を控除する必要があるが、現行は全てのDBの掛金額を月額2.75万円と一律に評価し、企業型DCの拠出限度額は残りの月額2.75万円となっている。

○　この控除するDBの掛金額については、制度創設当時の厚生年金基金の単純平均から評価したものであるが、現在のDBの掛金額の実態は、月額2.75万円より低いDBが多く、DB間で大きな差もあり、より公平な制度とすることが求められている。

○　また、個人型確定拠出年金（個人型DC）の拠出限度額は、現行は企業年金（DB・企業型DC）の加入状況によって異なっている（月額2万円、1.2万円等）が、より公平な制度とすることが求められている。

２．要望内容

○　国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、企業年金・個人年金の在り方を検討し、税制上の所要の措置を講ずる。

（※）現在、社会保障審議会において、企業型DC・個人型DCの拠出限度額について、DBごとの掛金額の実態を反映し、より公平な算定方法に改善を図ること等を検討中。

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

（法人税）

1．現状

生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく振興計画により、共同利用施設を設置した場合に取得価額の６％の特別償却（取得価格要件：200万円以上）ができる。

＜主な対象設備；例＞
（１）研修施設（美容・すし等）
（２）クリーニングの共同工場
（３）共同配送設備

（美容等研修施設）

（クリーニング共同工場）

2．要望内容

○上記の措置について、適用期限を２年延長する。

交際費課税の特例措置の拡充

（法人税、法人住民税、事業税）　（農林水産省と共同要望）

1．現状

交際費（飲食費や贈答品の費用等）については、消費の拡大を図る観点から、以下の特例措置が設けられている。
※中小企業については、①②のいずれかを選択。

①飲食費（社内接待費を除く）の50%を損金算入できる特例措置（中小企業･大企業（資本金の額等が100億円以下））

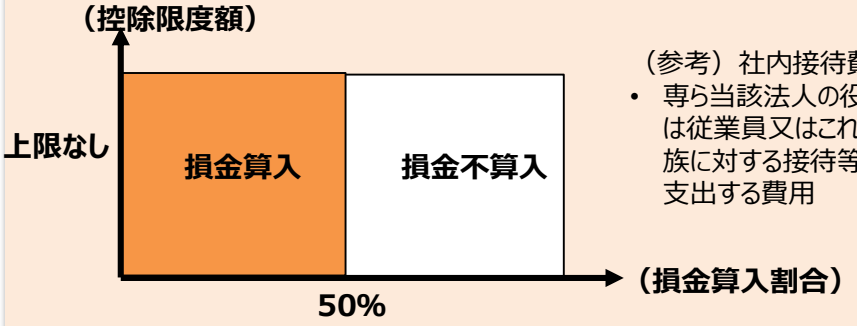

（参考）社内接待費
- 専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する費用

②交際費を800万円までは全額損金算入できる特例措置（中小企業のみ）

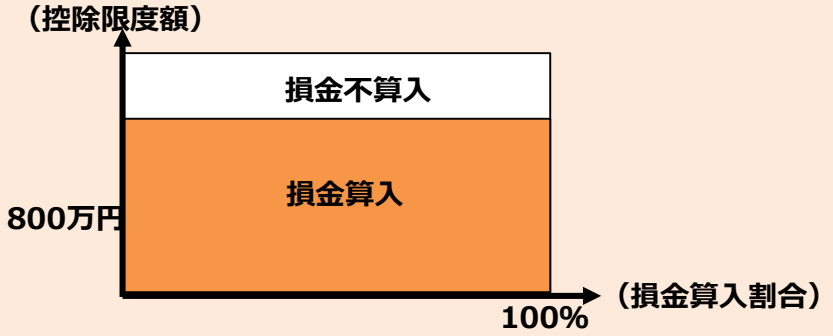

2．要望内容
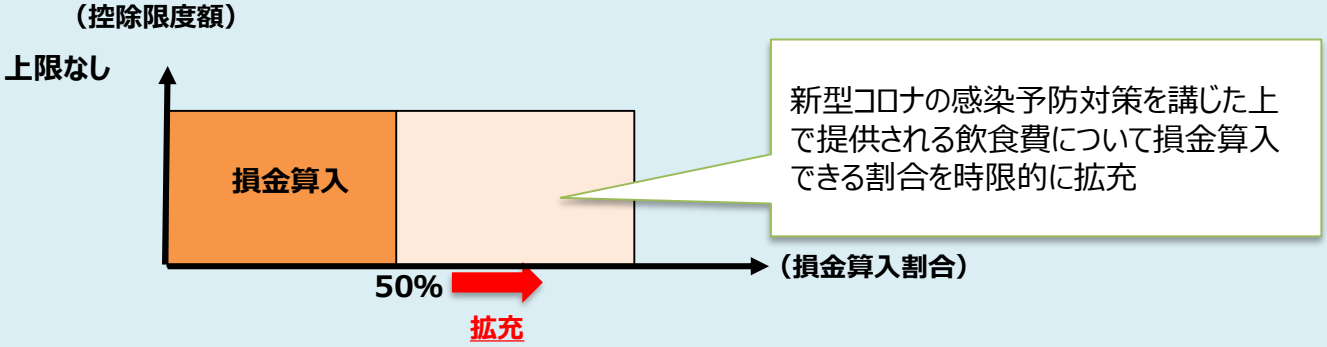
新型コロナウイルス感染症の影響により、特に飲食業の客数･売上の減少が深刻な状況となっていることから、
飲食業界全体の回復を図るため、上記のうち①の措置について、新型コロナの感染予防対策を講じた上で提供された
飲食費（社内接待費を除く）については損金算入できる割合を時限的に拡充する。